

第 15 号議案

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部改正について

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則（平成 6 年滋賀県教育委員会規則第 13 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 11 日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

第 14 条第 1 項および第 3 項中「記載し、主宰者がこれに記名押印」を「記載」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

「滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則」の一部改正の概要について

1 改正理由

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則においては、行政手続法または滋賀県行政手続条例に規定する聴聞調書および報告書に、主宰者の記名押印を求めているところですが、今般、国において主宰者の記名押印を不要とする総務省聴聞手続規則の改正が行われたことを踏まえ、全庁的に聴聞等に関する規則の一部改正を行うこととしております。

このため、教育委員会においても知事部局に準じ、滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則を改正するものです。

2 施行日

第14条第1項および第3項中「記載し、主宰者がこれに記名押印」を「記載」に改める。

3 施行日

令和3年6月11日

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第13条まで 省略                      (聴聞調書および報告書の作成)</p> <p>第14条 法第24条第1項または条例第23条第1項の調書(以下「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第24条第3項または条例第23条第3項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>第15条以下 省略</p>	<p>第1条から第13条まで 省略                      (聴聞調書および報告書の作成)</p> <p>第14条 法第24条第1項または条例第23条第1項の調書(以下「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第24条第3項または条例第23条第3項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>第15条以下 省略</p>